

稚内市外部評価委員会設置条例

(設置)

第1条 市が実施する行政評価において、評価の客観性及び透明性を高めるとともに、市民の市政への参画の機会を確保するため、稚内市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 市の事業について、市民の視点で評価を行い、市長に報告すること。
- (2) 前号の対象事業の選定に関すること。
- (3) 外部評価制度の改善等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 民間団体等の代表者 2人以内
- (3) 一般公募による市民 1人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。